

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月9日現在

機関番号：35308

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830125

研究課題名（和文）民国期中国における市場取引制度の形成：商会商事公断処の果たした役割

研究課題名（英文）Market order during the Republic of China era: the role of arbitration system in Chamber of Commerce

研究代表者

濱島 敦博 (HAMASHIMA ATSUHIRO)

吉備国際大学・国際環境経営学部・講師

研究者番号：70581528

## 研究成果の概要（和文）：

本研究は、中華民国初期に上海にて設立された商工会議所である上海総商会を対象に、商会の商事紛争の調停部署である「商事公断処」が、当時の市場秩序の形成に与えた影響を考察したものである。当時の商人・企業家らの間では、司法・行政機関に頼った商事紛争の解決には時間・費用がかかることが認識されており、商事公断処は、主に紛争当事者の帳簿の調査を通じて、商事紛争の解決に関わる費用を節約するよう機能し、市場取引における取引費用を引き下げ、市場秩序の形成に貢献していたことが確認できた。

## 研究成果の概要（英文）：

The main object of this study is to focus on the arbitration office for business affairs established by Chamber of Commerce in Shanghai and to analyze the role and effect of the arbitration system on market order in early stage of the Republic of China era. Through examining a function of the arbitration system, it clarifies that this system supported the “formal” judicial system mainly by the investigation of commercial books, had an effect on declining transaction costs in market trade and made a contribution to construct the market order during the Republic of China era.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	690,000	207,000	897,000
2011年度	760,000	228,000	988,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,450,000	435,000	1,885,000

研究分野：経済史

科研費の分科・細目：

キーワード：中国経済史、市場秩序、商会、商事公断処

## 1. 研究開始当初の背景

（1）中国経済史の領域において、早期に商業社会が浸透していた一方で、「市場をうまく機能させる」ための種々の制度の集合体である「市場秩序」がどのように形成されていたか、という問題が議論されている。特に、

伝統的な市場構造からの変動期にあった中華民国初期における中国国内市場の秩序の形成・変容過程についての研究は、その必要性が指摘されながらも先行研究が少ない分野であった。

(2)「市場秩序」のうち、「私的財産権を保護し、市場取引において契約を履行させる制度」に着目してみると、20世紀初頭の中国は、新設の経済・商業組織が取引契約を巡る商事紛争の解決機能(調停)を持ち始め、新たな制度変化が生じていたと考えられる。この経済・商業組織の調停制度の実態・機能を考察することによって、当時の市場秩序の形成過程の一部が明らかになると予想され、本研究の着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究は、取引契約の履行を保証するための制度が欠如していたため、取引費用が高かったとされる近代中国の市場取引において、中華民国初期に商工会議所(「商会」)内に設置された商事調停部門(「商事公断処」)の機能を明らかにすることにより、近代中国における市場秩序の形成過程を考察することを目的とする。分析対象としては、上海に設立された「上海総商会」の商事公断処を取り上げた。その理由は、上海総商会が、全国の商会制度のパイロットケースとされており、商事公断処制度においても、その規程(商事公断処章程)を草案するなど、各地商会の指導的役割を担っていたためである。

## 3. 研究の方法

国内及び現地(中国)にて史料収集調査を行い、収集した各種史料を分析した。主たる史料は、1910年代～1920年代における上海総商会の内部文書、当時の各種商業新聞・雑誌、商会と各種同業団体間の書簡及び近年発行された商会関連の刊行史料である。国外の資料収集機関は、上海市档案馆及び上海市図書館、上海工商联合会(いずれも、上海市)、香港歴史公文書館(香港)、青島市档案馆(青島市)等である。

## 4. 研究成果

(1)本研究は、中華民国初期に上海にて設立された商工会議所である上海総商会を対象に、商会の商事紛争の調停機能が、当時の市場秩序の形成に与えた影響を考察したものである。研究内容・成果の概要は下記の通りである。

(2)清末民初期は、近代的な経済関係法律や司法制度が、それぞれ編纂、整備された時期であった。1904年には、「大清商律」が制定され、商法総則に該当する「商人通例」や、会社法に相当する「公司律」が制定され、1907年には、「各級審判庁試辦章程」が發布され、各級の裁判所が開設された。しかしながら、商事紛争の解決については、それらの近代的な制度が機能していなかった。当時の商人・企業家らが、

商業取引の契約内容やその履行を巡る商事紛争に関し、それを効率的に解決する制度の導入を望んでいたことが当時の各種商業関連史料から確認できる。特に、商事紛争が発生した際、当時の司法・行政機関にその解決を委ねても時間と金銭的費用が掛かることが指摘されており、この状況に対し商人・企業家は大いに不満をもっていた。これらの商人・企業家の要望や不満を背景とし、民国期に入った後、1913年に、前身の「上海商務總會」から組織改編された「上海総商会」が成立するに伴い、商事紛争の調停を専門的に取り扱う部署である「商事公断処」が商会内に設置された(但し、上海商務總會やその前身である上海商業會議公所においても、専門部署はないものの、その組織規程を見る限り、既に、商事紛争の調停を扱っていたようである)。1913年には、『商事公断処章程』が、1914年には、『商事公断処辯事細則』が發布され、その主旨として「商人間の争議について、仲裁的立場にたつて、争いを鎮め和解させる」ことが定められている。このほか、同章程・細則では、「商事公断処が取り扱う案件は紛争当事者が双方同意によって申請した案件かまたは司法・行政機関から委託された案件に限られること」や「調停にあたる評議員が商会のメンバーから互選で選ばれること」、「調停が行われる際には紛争当事者の双方が必ず出席していなければならないこと」、「調停結果は紛争当事者間の同意があって初めて効力をもつこと」などが決められている。

(3)上海総商会商事公断処の実際の調停状況を伺える史料は、当時の上海総商会の議事録(『上海総商会議事録』、上海工商联合会編、上海古籍出版社、2006年)及び、1921年創刊の上海総商会発行の雑誌(『上海総商会月報』、1921年～1927年)、上海総商会内の報告書(『上海総商会辯事報告』)の3種類である。本研究では、史料の連続性と記載内容の豊富さを考慮して、『議事録』からは、紛争案件の内容や公断処の調停状況・調停結果等の把握が可能である。1913年から1919年までの議事録中(一部欠損)、商事公断処の調停報告は計170件あり、そのうち、同じ紛争案件が複数あるため、案件ごとに整理すると、計112件となる。この112件中、「商事紛争当事者の片方が調停を拒否した」ケースや、「公断処の調停が始まる前に既に調停が成立してしまった」ケース等の案件を除くと、実際に商事公断処にて調停が試みられたのは計63件である。本研究では、この63件の紛争案件を中心に分析を行った。

(4) 63件の紛争案件中、紛争内容の内訳をみると、「出資金(股)」に関するものが10件、「債務」に関するものが29件、「売買契約」に関するものが11件、「その他」が9件、「不明」が4件であった。更に、調停申請者の内訳をみると、「紛争当事者から直接申請」が28件、「他組織からの委託」が10件、「司法・行政機関からの委託」が23件、「不明」が2件であった。63件中、商事公断処の調停を経て、実際に紛争当事者の合意が成立した案件は5割弱であったが、「紛争当事者からの直接申請」があった案件に限ってみると、約65%が合意成立に至っており、「少なくとも紛争を解決することが両紛争当事者にとって望ましい状況」下では、商事公断処の調停機能は紛争解決能力を發揮していた。ただし、商事公断処が調停案を提示しても紛争当事者のどちらか(または両方)が同意しないケースも多く、商事公断処制度は、「調停結果の執行」という点で強制力を欠いたものであった。また、上記のように、「商事紛争当事者の片方が調停を拒否した」案件があったように、商事公断処は紛争当事者を強制的に召喚する権限もなかった。このように、商事公断処制度は、「調停結果の執行」及び「紛争当事者の召喚」の点で強制力を欠いていた。商会のメンバー(商人・企業家)は、この商事公断処制度の強制力の欠如を問題視しており、強制力を伴った制度への変更を当時の司法部に要求していた(正確には、1913年に商事公断処制度を確立する段階で既に、「強制執行力を伴った機関を設立するべき」との議論が各地の商会間でなされていた)。1915年に開催された「中華全国商会聯合会臨時大会」では、商事公断処の強制力の強化が主要な議題となっており、司法・行政機関が取り扱う前に、商会に優先的に商事紛争を取り扱う権限を付与することが検討されている(これらの商会側からの要望は、当時の司法部から、司法権の独立に抵触する恐れがあるとの理由で、却下されている)。

(5) 一方、商事公断処制度が導入された背景には、商事紛争の解決において、当時の司法・行政機関の能力が不足していたことがある。実際に、1913年から1919年の期間において、上海総商会商事公断処が取り扱った商事紛争の63件中、4割弱が司法・行政機関から調停を委託された案件であった。司法・行政機関は、訴えがあった商事紛争案件を処理する際に、商事公断処の判断(調停案)を参考にしてきた。特に、司法・行政機関から委託された案件の中には、「紛争の調停」とともに「商業帳簿の調査」を委託されているものが多く、商事公断処による帳簿調査の結果は判決の際の重要な根拠とされて

いた。この司法・行政機関からの帳簿調査の委託は、年々増加する傾向にあり、帳簿調査業務は、商会のメンバーでもあり本業を別に持つ商事公断処の評議員らの負担となりつつあった。この増え続ける帳簿調査業務に対し、商会は、1917年に、帳簿調査を取り扱う専門部署「査帳処」を商事公断処内に新設し専門人員(「査帳員」)を配置することで、対応にあたっている。商事公断処が、商業帳簿の調査を通じて、商事紛争の解決における司法行政機関の能力的限界を補完する役割を担っていたことがわかる。

(6) 当時の商人・企業家らが、司法・行政機関に頼った商事紛争の解決には「時間(費用)がかかる」と認識していたことは種々の資料から確認できる。そのような中、新たに導入された商事公断処制度は、紛争当事者の帳簿調査を請け負うことによって、司法・行政機関の能力不足を補っていた。商事紛争の解決において、商事公断処が当時の司法・行政機関より効果的であったことは、1915年に、中華民国政府農商部から商会に対し、民間債務の紛糾を素早く解決する方策を検討するよう要請があったことから裏付けることができる(「研究債務訴訟結案辦法案」)。これらの点から、商事公断処は、商事紛争の解決に関わる費用を節約するよう機能し、市場取引における取引費用を引き下げ、当時の市場秩序の形成に貢献していたことが確認できた。

(7) 本研究では、商事公断処制度の導入と近代中国における市場秩序の形成との関連を考察したが、「商事紛争の解決」という視点から近代中国の市場秩序の全体像を描き出すためには、以下の点が今後の課題となる。まず、司法・行政機関に商事紛争を処理する能力の限界があったことは政府関連史料や商会関連史料から見て取れるが、司法機関側の史料を分析することにより、それらの機関が商事紛争を実際にどのように扱っていたかを明らかにする必要がある。また、本研究で対象とした上海総商会商事公断処の調停が、どのくらいの商業圏まで、そして、どのレベルの商人・企業家まで取り扱っていたのか、という問題点も残されている。その点、上海以外の他地域の商会の状況や商会以外の経済組織(同業団体等)の機能を研究視野に入れてゆく必要がある。また、上記の63件中、商事公断処で調停を受ける前に、紛争当事者同士が、「知人や友人によって和解した」ケースが14件あり、そのような社会制度としての民間の調停システムの機能を含めた、複合的な市場秩序の枠組みを検討することも求められよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

- ①濱島敦博、「民国期商会商事公断処制度の機能と市場秩序形成への貢献～上海総商会を中心として」、中国現代史研究会総会、2012年3月、大阪

6. 研究組織

(1) 研究代表者

( )

研究者番号：

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：